

# 避難行動要支援者名簿の作成、活用について

消防庁 国民保護・防災部 防災課

## 高齢者、障害者の避難支援

東日本大震災では、地震後に沿岸部を襲った津波により甚大な被害が生じましたが、被災地全体の死者のうち高齢者が約6割を占めました。障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上っています。津波災害では、津波到来前に迅速に高いところに逃げる必要がありますが、高齢者等の中には、自力で避難することが困難な方々が少なくなかったと考えられます。また、多くの被災者が住まいを失い不自由な避難生活を強いられました。高齢者、障害者には特別の配慮が必要となりました。

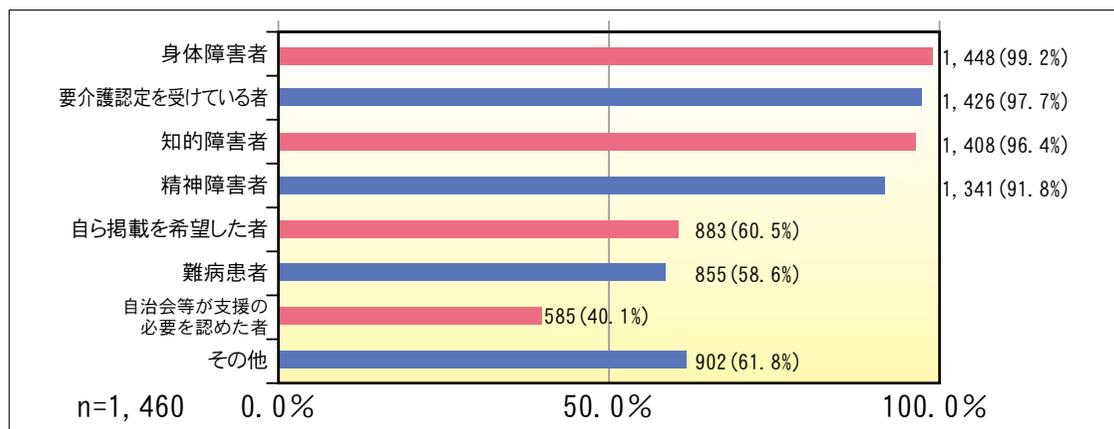
こうしたことを教訓に、高齢者、障害者などのうち自ら避難することが困難な者(避難行動要支援者)について、避難支援、安否確認などが可能となるよう、災害対策基本法が改正されました。具体的には、市町村長に、避難支援を行うための基礎情報となる名簿(避難行動要支援者名簿)を作成することが義務付けられ、平成26年4月に施行されています。

## 避難行動要支援者名簿の作成状況

消防庁は、全国の市町村(東京23区を含む)の避難行動要支援者名簿の作成状況について調査していますが、平成28年4月時点では約84%、1,460団体で作成済みとなっており、本年3月末には99%、1,720団体で作成済みとなる予定です。前回調査(平成27年4月時点)の906団体、52%から大幅な進捗となり、避難支援の基礎条件が整いつつある状況です。

同名簿は、各市町村の地域防災計画の定めにしたがって作成することとされており、名簿に登載すべき対象者も同計画において定められます。その定め方は様々ですが、標準的には「避難等に必要な防災情報の把握」、「身の安全を確保するための避難行動」に支援が必要な者と定義され、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者などの類型があげられています。

消防庁調査によると、名簿作成済み市町村における名簿登載者は、身体障害者、要介護認定を受けている者、知的障害者の順



【図1】 避難行動要支援者名簿に掲載する者

に多くなっています【図1】。

名簿登載者が多過ぎると避難支援の実効性確保が難しくなりますので、各市町村は、単に高齢者というだけでなく「高齢者世帯に属し介護保険の要支援又は要介護認定を受けている者」、「要介護3以上の認定を受けている者」などの要件を設けているようです。

## 名簿情報の活用

避難行動要支援者名簿は、実際に災害が発生した場合には安否確認のために活用されます。昨年4月の熊本地震でも、被災者の安否確認を行う際に名簿情報の活用が有用だったとの声が聞かれました。

一方、避難支援のために名簿情報を活用する場合には、各市町村の地域防災計画に基づいて平時から避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、自主防災組織など）に情報提供がなされます。消防庁調査によると、提供先実績は、民生委員、消防本部・消防署、自主防災組織の順に多くなっていますが【図2】、今後さらなる活用が期待されています。

個々の避難行動要支援者に対する支援は、①誰が支援を行うかという避難支援者の決定・周知、②避難支援者による要支援者の所在把握、③避難支援者・要支援者間での

支援内容の検討、確認といった手順で準備が進められます。

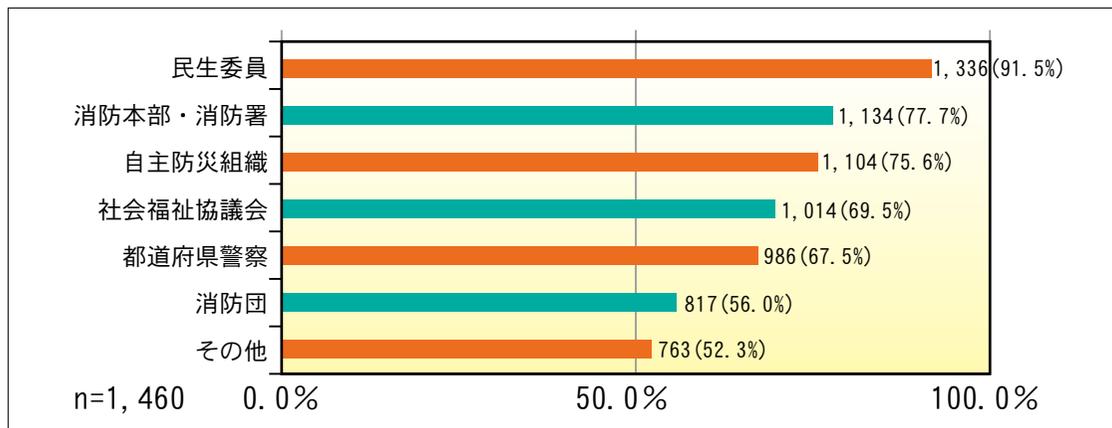
## 個人情報保護との関係

名簿情報の事前提供については、市町村担当者から「避難行動要支援者本人の同意が得られないため事前提供できず苦慮している」との声も聞かれます。災害対策基本法第49条の11第2項は、名簿情報の提供には本人同意が必要であるとしていますが、市町村の条例で外部提供できる旨の定めをおく場合はこれに該当しない、つまり本人同意は不要であると明確に定めています。

これまでに定められた条例をみると、平時からの事前提供を原則とし、本人が拒否を申し出た場合に限り提供しない旨を定めたものもあります。このような先進事例を参考に、各市町村において名簿情報の提供に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

## おわりに

昨年の台風10号災害では、岩手県の高齢者福祉施設で入所者が犠牲となっており、高齢者、障害者をいかに災害から守るかは、引続き大きな課題です。避難行動要支援者名簿の活用を中心に、地域ぐるみの取り組みが進むよう、消防庁としても支援してまいります。



【図2】 平時からの名簿情報の提供先